附則に次の二条を加える。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条　最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「又は総合区」を「（総合区を含む。次項及び第五項において同じ。）」に、「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の一項を加える。

指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五条の三第二項から第四項まで、第十六条の二第二項及び第五十四条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第七条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

厚生労働省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

厚生労働省設置法の一部を改正する法律

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「厚生労働審議官」の下に「及び医務技監」を加え、同条第一項中「一人」の下に「及び医務技監一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十号

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正）

第一条　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条―第十三条）」を「第四章　雑則（第十四条・第十五条）
第五章　罰則（第十六条―第十八条）」に改める。

三章　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
第一節　生産者補給交付金等の交付（第四条―第九条）
第二節　集送乳調整金の交付（第十条―第十六条）
四章　指定乳製品の価格の安定に関する措置（第十七条―第二十六条）に改める。
五章　雑則（第二十七条―第三十条）
六章　罰則（第三十一条―第三十四条）」

第一条中「交付金」の下に「若しくは生産者補給交付金等」を、「より、」の下に「畜産物の需給の安定等を通じた」を加える。

第二条第二項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品」の下に「その他政令で定める乳製品」を加え、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一　次に掲げる販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）

イ　生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。）に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）

ロ　生乳買取販売（買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。）

二　自ら生産した生乳の乳業者に対する販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第二号対象事業」という。）

三　自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売（委託して行うものを除く。）の事業（以下「第三号対象事業」という。）

第三条第一項中「交付金（以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第三章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節　生産者補給交付金等の交付

第四条から第九条までを次のように改める。

（生産者補給交付金等の交付）

第四条　機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができる。

一　第一号対象事業　生産者補給交付金
二　第二号対象事業　生産者補給金
三　第三号対象事業　生産者補給金